

SBエナジー株式会社「秋田由利本荘における風力発電事業
(仮称)計画段階環境配慮書」に対する意見について

平成30年1月29日
経 済 産 業 省
商 務 情 報 政 策 局
産 業 保 安 グ ル ー プ

本日、環境影響評価法第3条の6の規定に基づき、「秋田由利本荘における風力発電事業(仮称)計画段階環境配慮書」について、SBエナジー株式会社に対し、環境の保全の見地からの意見を述べた。

意見内容は別紙のとおり。

(参考)当該地点の概要

1. 計画概要

- ・ 場 所 : 秋田県由利本荘市、にかほ市
- ・ 原動力の種類 : 風力(陸上)
- ・ 出 力 : 最大34,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

計画段階環境配慮書受理	平成29年11月10日
環境大臣意見受理	平成29年12月26日
経済産業大臣意見	平成30年 1月29日

問合せ先：電力安全課 高須賀、岡田
電話03-3501-1742(直通)

S B エナジー株式会社「秋田由利本荘における風力発電事業
(仮称) 計画段階環境配慮書」に対する意見

1. 総論

(1) 対象事業実施区域の設定

対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備及び取付道路等の附帯設備（以下「風力発電設備等」という。）の構造・配置又は位置・規模（以下「配置等」という。）の検討に当たっては、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、反映させること。

(2) 事業計画等の見直し

2. (1)、(2)、(4) 及び (6) により、本事業の実施による重大な影響等を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

(3) 環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

2. 各論

(1) 騒音等に係る環境影響

事業実施想定区域及びその周辺には、複数の住居が存在しており、工事中及び供用時における騒音による生活環境への重大な影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」（平成29年5月環境省）及びその他の最新の知見等に基づき、住居への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等を住居から離隔すること等により、騒音等による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

(2) 風車の影に係る環境影響

事業実施想定区域及びその周辺には、複数の住居が存在しており、供用時における風車の影による生活環境への重大な影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、住居への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居から離隔すること等により、風車の影による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

(3) 水環境に対する影響

事業実施想定区域には、複数の河川のほか、上水道の取水地点が存在していることから、本事業の実施により、工事中の土砂又は濁水の流出に伴う水環境への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、河川、沢筋等からの距離を確保するとともに、工事中の土工量を抑制し、かつ、仮設沈砂池の設置等により土砂又は濁水の流出を最小限に抑えること等により、水環境への影響を回避又は極力低減

すること。

(4) 鳥類に対する影響

事業実施想定区域の周辺には、イヌワシ、クマタカ等の希少猛禽類の生息が確認されているほか、ハチクマ、ノスリ等の猛禽類の渡りのルートになっている可能性があることから、本事業の実施により、風力発電設備への衝突事故及び移動経路の阻害等による鳥類への重大な影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえた鳥類に関する適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避又は極力低減すること。

(5) 植物及び生態系に対する影響

事業実施想定区域及びその周辺には、自然環境保全法に基づく自然環境保全基礎調査の第2回調査（特定植物群落調査）で特定植物群落に選定されている「大谷地周辺の植物群落」、同調査の第2回～第5回調査（植生調査）において自然度が高いとされた植生、秋田県自然環境保全条例（昭和48年秋田県条例第23号）に基づく「南由利原自然環境保全地域」及び森林法（昭和26年法律第249号）に基づく保安林等が存在しており、本事業の実施により、植物及び生態系への影響が懸念される。本事業者によれば、方法書段階において「大谷地周辺の植物群落」及び「南由利原自然環境保全地域」を対象事業実施区域から除外していることから、これを確実に実施すること。また、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により自然度の高い植生が存在する区域を明らかにした上で、植物及び生態系への影響について予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、既存道路及び無立木地等を活用することにより、これらの植生の改変を回避又は極力低減すること。

(6) 景観に対する影響

事業実施想定区域の周辺には、鳥海国定公園の核心的なエリアとして特別保護地区に指定されるなど、眺望対象としての価値が高い鳥海山が存在し、また、同区域及びその周辺には、「南由利原高原第一展望台」、「鳥海高原花立牧場公園」及び「木境展望所」等の主要な眺望点が存在している。本事業の実施により、これら眺望点から鳥海山等を眺望する際に、風力発電設備の介在を回避できる可能性が極めて低いことから、これら眺望点からの眺望景観への重大な影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、フォトモンタージュを作成し、垂直見込角、主要な眺望方向及び水平視野も考慮した客観的な予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、垂直見込角を可能な限り小さくするなど鳥海山の有する傑出した眺望景観等への影響を回避又は極力低減すること。また、事業計画の具体化並びに予測及び評価に当たっては、重要な眺望景観については、専門家等からの助言並びに管理者、利用者、地域住民及び関係自治体等の意見を踏まえること。

(7) 人と自然との触れ合いの活動の場に対する影響

事業実施想定区域及びその周辺には、人と自然との触れ合いの活動の場である「鳥海高原花立牧場公園」及び「鳥海高原矢島スキー場」等が存在しており、工事中及び供用時の騒音、供用時における風車の影、景観変化等により、人と自然との触れ合いの活動の場への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、

人と自然との触れ合いの活動の場の状態及び利用の状況に関する調査及び予測を行い、事業実施による影響を評価するとともに、その結果を踏まえ、影響を回避又は極力低減すること。また、事業計画の具体化並びに調査、予測及び評価に当たっては、当該人と自然との触れ合いの活動の場の管理者、利用者、地域住民及び関係自治体等の意見を踏まえること。

以上の検討の経緯及び内容について、方法書以降の図書に適切に記載すること。